

34 琉球塗台子

木製漆塗 江戸時代(十七世紀)
縦四二・〇 横八五四 高六二・五

33と同様、江戸時代後期の桂別業の飾付道具の一品であり、琉球塗によつて装飾された茶道具の台子として珍しい。

天板と地板を両側の二本の柱で支える形式の台子で、天板にはやはり主題となる山水楼閣人物図が表され、その周囲や支柱、地板周縁などには七宝繫文、雷文、亀甲文などが廻らされる。白密陀や箔絵、朱・緑・黄など五色以上を用いた漆絵といった技法を駆使し、琉球塗の特色をよく示している。

現在、地板表は黒漆塗となつてゐるが、この下に唐草文が認められ、これは実際に台子として使用するには不都合であつたために、制作後に本土へ渡つてから黒漆が塗られた可能性もある。33と同様に、特別な注文による制作品と考えられ、茶道具を知らない琉球では、本土より受けた形と大きさだけで制作したため、実際の使用に及んで地板表を改良したのであろうか。

旧桂宮家にはこの他に、琉球塗の作品として、現在も御物である板屏風(74頁参考図版17)が伝来していた。33の料紙箱と硯箱、本作品、そして御物の板屏風の三件の琉球塗の遺品は、いずれも主題を山水楼閣人物の図からとり、吉祥的因素を多く含んだ意匠であることを考えれば、同一の時期に本土から何らかの目的で注文されて制作された品であると思われる。

なお、この台子には水指や杓立などの付属の道具一式が唐物(中國製)を中心になつていていたことが判つております。この一部は京都事務所に保管されている。



- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

旧桂宮家伝来の美術——雅と華麗

三の丸尚蔵館展覧会図録 No.
13

編集

宮内庁三の丸尚蔵館

制作

大塚巧藝社

翻訳

鶴岡厚生

発行

宮内庁

平成八年九月二十一日発行

© 1996, Museum of the Imperial Collections